

著作権法改正に関する文化庁への要望書提出

小田中 徹也

I. 背景

近畿病院図書室協議会では、著作権についてはこれまでに研修会、創立記念シンポジウム、会誌上などで何度も取り上げて会員の啓蒙を図り、平成13年には文化庁を訪問して病院図書館の立場を説明し理解を求めてきた¹⁾。

平成16年度、文化庁では今後の著作権制度の改善に向けた検討の参考にするため、著作権が特に関係すると思われる団体に対して広く要望を募ることとした。そこで7月23日、同著作権課から7月末締めで著作権法改正に関する要望を有している可能性のある団体を「照会団体リスト」(286団体)として挙げ、関係各省庁へ団体の追加申請を依頼した。これらの団体には、日本著作出版権管理システム、出版社著作権協議会、貸与権連絡協議会、日本複写権センターなど多くの権利者側と、日本図書館協会、専門図書館協議会、国公私立大学図書館協力委員会、国会図書館や日本経済団体連合会、日本製薬団体連合会などの利用者側とが含まれていた。病院関係では、日本病院会や全国公私病院連盟などが挙がっていた。

そして8月はじめ8月31日を提出期限として、約50団体がリストに追加され最終的には319団体へ、文化庁から「要望」事項の照会がおこなわれた。これらの団体は、原則として法人格を有するものとされたが、任意団体であっても組織として実態のあるものであればよいとのことであった。また、このリストに漏れた団体であっても、著作権法改正への要望書提出は

歓迎するとのことであった。

II. 経過

当協議会ではこれらの情報をメールによって幹事間で共有するとともに、8月20日の臨時幹事会で要望書提出について最終的な判断を下すことにした。併せて、著作権法改正に向けての要望では病院図書館の広範な意向を反映するのが賢明であろうとの考えから、日本病院会図書研究会、日赤図書室協議会、医療系図書館員学びネットとも何度かメールで情報交換した。

臨時幹事会では今回の文化庁の要望書提出要望について、次の結論になった。

1. 基本的な方針として、平成13年7月に当時の中村充男会長が文化庁長官へ示した「要望/見解」²⁾に沿って、今回も要望する。
2. これと認識を共通にする団体グループとは広く連携し、共同あるいは共通の要望書を文化庁へ提出する。
3. この件に関する時限の専門委員会(著作権問題委員会)を組織し、林伴子事務局長とともに具体的な任務に当たる。委員長を幹事の小田中徹也に委嘱し、委員構成などを一任する。
4. 病院の事情説明のために、文化庁への訪問機会があれば当協議会からも参画する。

その後、要望書の作成に当たっては前述の団体グループとも引き続きメールで活発な意見交換をおこなった。実質、8月23日から月末までの窮屈な日程だったこともあり、当協議会内では主に事務局長と委員長で要望書案を練った。また、意見交換した団体とは共同提出の形は取

こだなか てつや：国立病院機構京都医療センター

らず、提出は個々に一任することになった。当協議会では要望書案について会長と幹事の了承を得て、締切り日の8月31日、文化庁へ要望書を提出した。

Ⅲ. 要望書

著作権法改正に当たっての要望内容は、医療機関における学術情報の円滑な流通とそこでの著作権の尊重が法的に反映されることを主眼にした。そこで、著作権法第31条「図書館等」に病院図書館を含むために、第二項として病院図書館を規定するよう提案した³⁾。

その根拠として次の点を挙げた。医療法で規定された病院の社会的役割、つまりその公共的使命や教育的機能があり、その実現には学術情報が必要不可欠であること。さらに、特定機能病院、地域医療支援病院、臨床研修病院では図書室設置が規定されていること⁴⁾。一方、著作権法を遵守するためにこれまでは著作権法施行令で規定されていたが、図書館法で定められた「司書」が病院においても文献の複製を管理運用することを盛り込んだ⁵⁾。(「要望書」参照)

Ⅳ. 関係方面への説明

著作権法はその時代や社会の実情を反映するために頻繁に改正されている。知的財産(所有)権の全般的強化の中で、今回の要望がどこまで反映されるかは不明であるが、改正に向けての一連の手続きの中で、この要望内容が真摯に検討されることを私たちは望んでいる。

そこで、要望書提出後の9月10日、前述の団体関係者および株式会社サンメディアの松下茂氏とともに文化庁を訪問して著作権課法規係長の森下平氏と会見し、病院図書館の現状を説明した。この時、病院図書館の実情、病院図書館と著作権あるいは文献相互貸借などについて発表された論文や報告、統計資料を提出して、今後の参考資料としてもらうことにした。

なお、森下氏との会見では主に次の事項が話し合われた。

1. 病院図書館からの要望書について提出説明
2. 著作権課としての要望書の今後の取り扱い方
3. 病院図書館の要望実現への見通しと方法
4. 著作権課としては今後も情報提供を受ける
5. 政令指定図書館への要件は後日提供する(注参照)

また、各団体から提出された要望書はインターネット上で公開し、それに対する意見聴取も予定しているとのことであった。さらに、病院図書館の要望実現には関係方面、特に厚生労働省からの意向も聞きたいとのことであった。

次に、同日夕方、浦安市立図書館を訪れ、日本図書館協会常務理事の常世田良氏と面談した。常世田氏は文化審議会著作権分科会の委員でもあり、図書館懇談会のメンバーでもあるため、病院図書館の立場を説明し理解を求めた。

著作権法の改正手順は、著作権益者と利用者の当事者間協議を踏まえ、法制問題小委員会で検討し著作権分科会でほぼ決定し、さらに文化審議会で審議されて法案となる。したがって、まずは「当事者間協議」に出す前の「図書館懇談会」に病院図書館が加わることが先決だろうとのことであった。ちなみに、現在の図書館懇談会は全国学校図書館協議会、専門図書館協議会、全国公共図書館協議会、国公立大図書館協力委員会の4団体で構成されている。全てそれぞれの館種を代表する全国的な組織であり、病院図書館も全国的に統一した意見を出せる体制にあることが望ましいとのことであった。また、それは必ずしも組織的な統合を意味するものではなく、著作権法に関して意見を調整する連絡会のような形でもよいとの示唆があった。

今回、突然のことではあったが、著作権法改正に向けて文化庁へ要望書を提出したことは次の点で大きな収穫だったといえよう。まず、要望書をまとめるに当たって当協議会外の病院図書館団体とも広く意見交換し、一定共通の認識を得た。管轄官庁の文化庁担当官に病院図書館の

立場や事情を重ねて説明し理解を得た。図書館界にも広く賛同を得られる機会となった。今後は全国の病院図書館の意見を調整し、文化庁や図書館界だけでなく厚生労働省などの理解を求め、病院図書館の役割が著作権法上にも反映されるよう図っていきたい。

注) 訪問後日、文化庁長官が政令指定図書館として認める要件として次の項目が示された。

.....
図書館指定の考慮事項 (昭和46年2月1日)

1. 蔵書等から判断して、公益性の高い業務を行っていること。
2. 全国的規模又はこれに準ずる規模で業務を行っていること。
3. ある特定の分野における中心的機能を果たしていること。

上記を具体化すると次のようになる。

- ア. 独立した施設であること。
- イ. 一般に開放されていること。
- ウ. 専門書のセンター的役割を果たしていること。

- エ. 一定の部数の蔵書があること。
 - オ. 一定程度の利用者があること。
 - カ. 複写機器が施設内にあり、自己の管理下にあること。
 - キ. 司書又はこれに相当する職員がいること。
-

参考文献

- 1) 小田中徹也. 学術文献とその課題: 近畿病院図書室協議会の著作権への取り組み—その経過と展望. 病院図書館 2002 ; 22 (4) : 161-3.
- 2) 小田中徹也. 文化庁訪問報告. 病院図書館 2001 ; 21 (3) : 138-40.
- 3) 著作権法 <http://www.houko.com/00/01/S45/048.HTM>
- 4) 医療法 <http://www.houko.com/00/01/S23/205.HTM>
- 5) 図書館法 <http://www.houko.com/00/01/S25/118.HTM>
- 6) 文化庁: 関係団体からの著作権法改正要望について (概要) http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/gijiroku/013/04093001/002.htm

著作権法改正に関する要望事項

| | |
|--------------------|--|
| <p>要望の趣旨</p> | <p>第五款 著作権の制限に、病院図書館における複製を追加すること</p> |
| <p>法改正を必要とする理由</p> | <p>(1) 医療における学術文献利用の特徴 医療の担い手および病院には医学的根拠に基づいた有効かつ良質で適切な医療を提供する公共的な使命がある。科学的根拠に基づく医療（Evidenced-Based Medicine：EBM）の実践、インフォームド・コンセント、医の倫理などからも文献の利用が重要視されている。また、医療現場では文献利用に際して緊急性を要求されることがあり、迅速な文献提供のためには病院図書館における文献の複製は欠かせない。</p> <p>(2) 病院図書館（室）設置義務及び病院図書館機能 病院図書館（室）は、医療法22条第1項及び第2項により地域医療支援病院及び特定機能病院にて設置が義務づけられており、医療者の文献入手に至る図書館機能が要求されている。しかし、医療施設は全ての国民が安心して良質かつ適切な医療を受けられることが求められており、その目的のために文献は必須である。従って、文献入手のための図書館機能は地域医療支援病院や特定機能病院にのみ必要な固有の機能ではなく、国民の命と健康に資する医療施設全般に必要な機能である。</p> <p>(3) 病院図書館の教育機能 医師法により卒後医師の臨床研修（2年間）が義務付けられている。臨床研修指定病院の指定基準では、病院図書館（室）の設置と機能が要求されており、医療の質を確保し、医師の研修環境を保障し、医療人の障害教育に寄与するには、病院図書館での文献複写は必須である。</p> |
| <p>改正条項及び内容</p> | <p>著作権法 31条 二（追加） （病院図書館における複製） 医療法（昭和23年法律第205号）に基づき開設された医療施設に設置された図書室（図書館法（昭和25年法律第118号）第4条第1項の司書に相当する職員として文部科学省令で定める職員が置かれているものに限る。）においては、医師、歯科医師、薬剤師、看護師及びその他医療に従事する者の求めに応じて、その診療又は調査研究・教育の用に供するために、公表された著作物の一部分（発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあっては、その全部）の複製物を一人につき一部提供する場合には、当該施設の図書、記録、その他の資料を用いて著作物を複製することができる。</p> |
| <p>団体名</p> | <p>近畿病院図書室協議会</p> |